

本市では、「川崎市持続可能な開発目標（SDGs）推進方針」を平成31年2月に策定し、全庁をあげてSDGsの達成に寄与する取組を推進しています。

SDGsに掲げる目標は、上下水道ビジョンの目指すところの目標と同様の方向性であることから、SDGsの理念や国の動向等を踏まえながら、各施策・取組を実施するとともに、関連の深い分野別計画等との連携を図ることで、SDGs達成に向けた取組の推進を担うと位置付けています。

(1) 上下水道ビジョンとSDGsとの対応

SDGsの達成に寄与する取組を着実に進めるために、上下水道ビジョンで示した3つの基本目標とSDGsのゴール及びターゲットとの対応を次のとおり示します。

なお、SDGsは国連で採択された地球規模の内容ですが、関連性のあるゴール及びターゲットを記載しています。

【基本目標 I : 安定給水の確保と安全性の向上】

施策	SDGsとの対応	
	ゴール	ターゲット
<ul style="list-style-type: none"> ●水道水・工業用水の水質管理の徹底 ●県内水道事業者や企業団等との広域連携 ●水道・工業用水道の施設・管路の地震対策 ●応急給水拠点の整備 ●水道・工業用水道の危機管理対策 ●水道・工業用水道の施設・管路の老朽化対策 ●水道・工業用水道の施設・管路の維持管理 ●水源に係る水環境の維持 ●水道・工業用水道の地球温暖化対策 ●水道・工業用水道の資源の有効利用 		6.1 2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
		6.4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
		6.5 2030年までに、国境を越えた適切な協力を含む、あらゆるレベルでの統合水資源管理を実施する。
		7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
		9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
		11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
		

【基本目標 II : 下水道による良好な循環機能の形成】

施策	SDGsとの対応	
	ゴール	ターゲット
<ul style="list-style-type: none"> ●下水道の管きよ・施設の地震対策 ●下水道の危機管理対策 ●浸水対策 ●下水道の管きよ・施設の老朽化対策 ●下水道の管きよ・施設の維持管理 ●下水道の高度処理 ●合流式下水道の改善 ●下水道の未普及地域の解消 ●下水道の水質管理・事業場指導業務 ●下水道の地球温暖化対策 ●下水道の資源・施設の有効利用 		1.5 2030年までに、貧困層や脆弱な状況にある人々の強靱性（レジリエンス）を構築し、気候変動に関連する極端な気象現象やその他の経済、社会、環境的ショックや災害に暴露や脆弱性を軽減する。
		3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
		6.2 2030年までに、すべての人々の、適切かつ平等な下水施設・衛生施設へのアクセスを達成し、野外での排泄をなくす。女性及び女兒、ならびに脆弱な立場にある人々のニーズに特に注意を払う。
		6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。
		6.a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
		7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
		9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
		9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
		11.5 2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。
		13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。
	14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。	

【基本目標Ⅲ：市民サービスの充実と持続可能な経営基盤の確保】

施策	SDGsとの対応	
	ゴール	ターゲット
<ul style="list-style-type: none"> ●お客さまとの信頼関係の構築 ●お客さまの利便性の向上 ●官民連携による国際展開 ●技術協力による国際貢献 ●持続可能な経営基盤の確保 	 6 安全な水とトイレを世界中に	6.a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
	 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	9.b 産業の多様化や商品への付加価値創造などに資する政策環境の確保などを通じて、開発途上国の国内における技術開発、研究及びイノベーションを支援する。
	 17 パートナーシップで目標を達成しよう	17.7 開発途上国に対し、譲許的・特恵的条件などの相互に合意した有利な条件の下で、環境に配慮した技術の開発、移転、普及及び拡散を促進する。

(2) 進行管理について

SDGsに関する取組については、上下水道ビジョンとその実施計画である中期計画に基づく各施策・取組を通じて行うため、進行管理については中期計画における進行管理と一体的に行うこととします。

《参考》持続可能な開発目標（SDGs）17のゴール

ゴール1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	
ゴール2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	
ゴール3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	
ゴール4	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	
ゴール5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	
ゴール6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	
ゴール7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	
ゴール8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	
ゴール9	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	
ゴール10	各国内及び各国間の不平等を是正する	
ゴール11	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する	
ゴール12	持続可能な生産消費形態を確保する	
ゴール13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	
ゴール14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	
ゴール15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	
ゴール16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	
ゴール17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	